第六条の二　各居室の定員の合計が二十人以上である更生保護施設又は女子を収容することとしている更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　豊田市　大阪市　八王子市　名古屋市　神戸市　小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市　仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	四、九五七円
	上記以外の市町村	四、八三二円
札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市		四、八〇〇円
		四、七〇七円
		四、六四四円
		四、五一九円
		四、四二五円
		四、三三二円

2　〔略〕

第六条の三　各居室の定員の合計が二十人以上である更生保護施設又は女子を収容することとしている更生保護施設に宿泊するものとして、認可事業者が委託を受けるに当たり特別の配慮を要すると認められる被保護者に係る委託をしたときは、委託後の経過期間に応じ、被保護者一人一日につき二千三百円又は千百五十円を加算する。

（特例）

第七条　〔略〕

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。

第六条の二　各居室の定員の合計が二十人以上である更生保護施設又は女子を収容することとしている更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　豊田市　大阪市　八王子市　名古屋市　神戸市　小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市　仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	四、七〇九円
	上記以外の市町村	四、五九一円
札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市		四、五六一円
		四、四七二円
		四、四一三円
		四、二九五円
		四、二〇六円
		四、一一七円

2　〔同上〕

〔条を加える。〕

（特例）

第七条　〔同上〕

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前二条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。